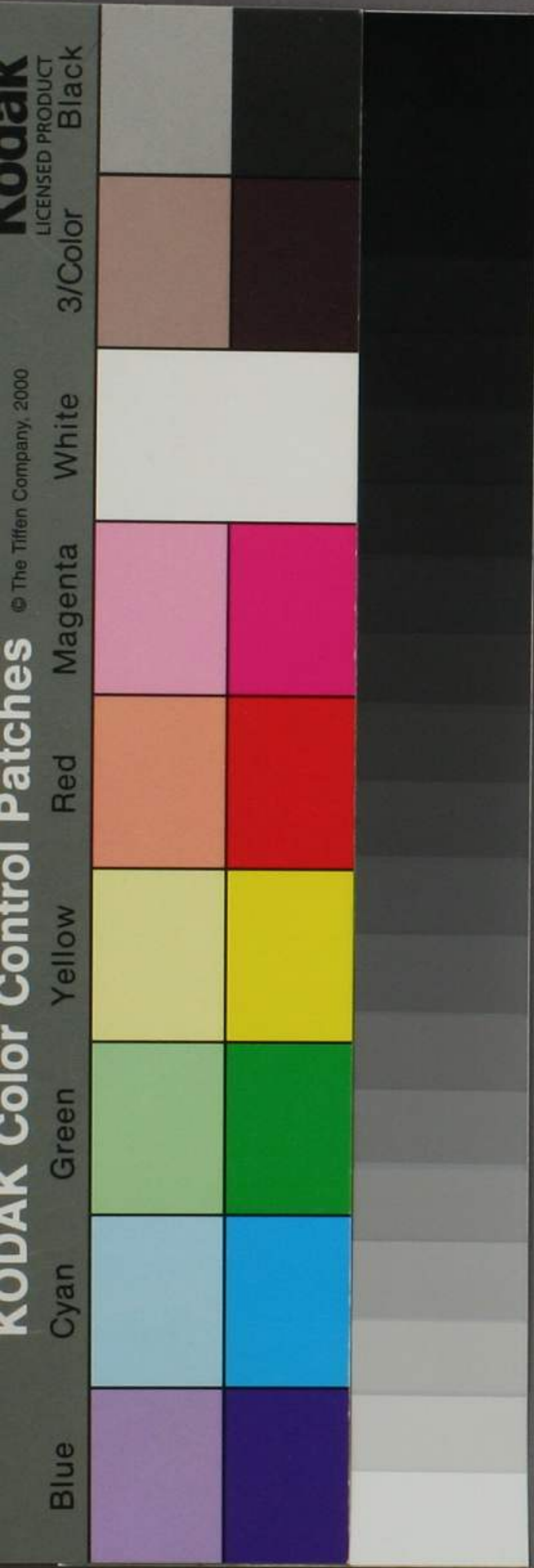




環海異聞

三

洋学文庫
文庫8
A 202
3



環海異聞卷之四



飲食第二

食事ハ日は三度用也朝ハ小麦の蒸餅一
食ひて茶を飲む迄あり昼ハ寺の日中の法
と免の濟を定規ハ食事ハ夜ハ五時
あり此二度ハ本式あり裸麦の蒸餅と牛
肉の煮たりを用也

一麦餅を「ケレブ」といふ長崎にてハ「パン」に似ていふ物なり是
常食にして裸麦の粉を蒸焼ふたるもの也
麦の粉の類皆水車を以て石をこす
てうきうき「イルコツカ」より先き都府への道
中にてハ風扇カザクルにて挽せらるる
一ケレブ餅の製法ハ定法の通り麦の粉を水と
和し煉り捏デッして餅とるゝ蒸やきとある物
あり其中不焼して捏デッかゝるたるもの二三

残り貯へ置日を経て味変するを待てり
出しやき「ケレブ」試むるに酸味を生
ずるなり此をこき出さるる物を以て数多製する
るの餅は「ケレブ」を法くらんとするは麦
の粉何れをぬき湯にて交せ合せ其内へ
右の酸を抜きたる餅を細く砕きしは是
と和しかき廻しおせ置其時刻の定限有
てても「ケレブ」又これをよくかきまじへ

唯其粉のこけて色つきたる斗ある頃、其瓦上
に餅を並べ、程よく蒸焼出来ぬる也宜く
出来ぬるもの、饅頭の皮の如くある家内人数
程を考へ、一七日斗、用ゆべきを一度は制衣し置
ち、此等の朝夕の食料として用る時、小刀にて
薄くそき、て食ふそのせきか、くに切者不切者
あり、初め薄く未厚くある極、裁るを宜く以
仕馴ることを、その高低厚薄出来て見苦し

きあり

小麦のミレプ、これと製衣法相違せり、先器に
水を入き小麦の粉を其内、投し、拌せ、小麦
酒のあり、水を加へてかき、たて置、甕の内、如此して
おけ、ハ翌朝に至り酒氣立、又これをかき、廻し、
上は別な粉を増し、加へ、涌あるを、おけ、
押付し、て、恰も捏し、らる程、ある、大小望、
次第の塊、造り、甕の内、熱瓦の上、並へむし

やきにもある事前方の如く扱此小麦の「ケレブ」も
常は多く食はす祭日などに用ゐ此の常食
として執滞^{モシレ}して何となく市中うりものはい
平日にもある先は榮耀喰ひはするが、ちよ
見や牛肉は此地方の常食あり牛の惣名をコロシといふ
犂を「バイコロ」といふ
在くは牛夥しく飼ひ置市中へ賣るものを出さ
澤山は持つもの、五六百より千疋位まで養ひ置
この何^ひ類^るも畜置^て其在くより牛町へ日々、玄牛

来りて牛店へ賣渡す扱牛屋より是を屠る
は、大なる鉞^{サカリ}より前頂^{マエタテ}は向ひ力を極て打つ是
よりよろしくなる所を吮^{スッ}を指通し殺さるる
そよ皮を剥き肉をそれ、はち分つ臟腑
と尽く食料とある所の臟、別て珍重する也
大小腸の内を外へ引返し能く洗ひ清め
其内へ塩梅^{シホヒ}つぎ、挽割蕎麦を詰るも
程くはね、葱焼^{ネギヤキ}よりして小口切する、四へ

うり宴^{フルミ}郷食の時法あり

皮外は買込む職人ありて町より餘程
離れる所は持行きおろし皮は剥衣して
賣物とて諸くの器牛皮ふて制衣する
もの多しこれ牛皮沢山ある故あるへ
其れち分ちある肉は店の内にある置大いある
立白りもの丸木を居へ置買来る人々望み
次第にち割目にかけて賣遣はるあり

牛の屠りく日く仕馴たる事故る至る
牛は入たるもの也コラーツケヤコービ杯は四足
を縛り置直に吮をさし通さし聞り

牛乳を平常とろくの食料は和食^{これ}に
^{こふ}按さるは是醍醐酪あり和蘭にてホートルとて昂酪あり
へしかるあるものをカイと云是酪あり共は常食と
諸知るて賣買する其乳汁をとりて先牝牛^{メウシ}の
乳は犢^{コウシ}をつを置ゆり吸出させて後云き放し
脇へ退け人其母牛の乳ふくは牛をかけ絞る出

桶へ溜る也これを久しく置かざる也又其乳
けより油を取る是又料理に用ゆこれを「コラ」
といふ也

「カコー」に「ブ」に「ツ」に「ハ」馬乳をものむより大
ひは酔ものありと聞け「ト」に「ゴ」に「ハ」鹿の乳
をものむといふ

一「カホー」に「シ」に「フ」に「ハ」苧あり 長壽は未り聞けハ此地はあろコ
ウリナシといふものゝと 梅は「コ」に「ル」
ハ和蘭の乳をふ和蘭の一種を長崎
より「カ」タ「ラ」ナシと思はるあり

こきを大俵よりきききみ麦粉を加へカキゼ様せ塩を
加へ大樽に仕込置き酸を生ま是家の
大小よりて多少ハ何きともよれを作り貯へる
家なり牛肉ハ此ものにて煮食ふ其煮る水
二升あるハ此もの碗一杯程のきかきまて
肉をいき煮て瓶にいき其瓶を竈に入蒸し
かし煮和して取出汁と肉と併せて麦餅
は添へ食ふなり 昼の食残りあれば夜も
又あつて食ふ 蒸餅日本

の炊飯このものハ味噌汁を併せて食ふ同
様なり此菰^{ヒシホ}にて造まる醬^{ヒシホ}の如きもの全く日
本の味噌の用は似たり牛肉ハ平人毎日の食料に
但精進日ハ牛肉并は一切四足の肉をこくむ
唯魚鳥の肉野菜の類斗り用ひるなり^{類皆人}
貧者常は食
らるるを得ん

精進潔斎といふハ四足の肉を禁食する事也
魚鳥の類汚きものとせしむ魚類は煮ても蒸焼

ふしても食ふ祭日あるは魚を小麦の粉とて
蒸焼^{ミヅユ}して食ふ其衣は掛つる粉魚の油にて
こしらへ井火^{ミヅユ}なるなり魚類ハ川魚は鮒^{フナ}臭有り
カモ^{カモ}モリヨ^湖と云湖より渙り来ふカモ^{カモ}正^{カモ}は^{カモ}
といふ臭者^{ハアルス}は^{ハアルス}といふ^{ハアルス}と云^{ハアルス}カシヤテレナ^{カシヤテレナ}は^{カシヤテレナ}金^金く^金鰻^鰻
云大奥の類食料とあり皆塩藏^{ミホツケ}あり乾臭を
も用ひこれをヨ^ヨカラ^ヨといふ物産の部は記す

一 雜雁^{アヒ}鴈^{アヒ}我^{アヒ}鳥^{アヒ}の類ハ畜置る食料とあり家

一畜置たりへハ百羽あればハ百羽の雛を育る
秋の頃はあまハ親鳥を殺て塩しほ貯へおき
冬分精進日等ハ遣ハ叔其養ハ置る雛
鳥とも来秋ハ至ルハ又生長して其用ハ足るあり
百羽ハいつと百羽ありて用を欠さる積り
多きもの也大家ハ種々の鳥類ハ百羽も七百
羽も畜ハてあり「インジイカコーレ」ハ鳥を貴
ヒテ上食とス按ハカラクニテウ
印儒鶏と聞リこれ富家ハありて

一畜ハ畜を以て常人ハ用ハもせぬなり如何様の
貧家ハても雛ハ十羽もつハ畜ハ置也

一蕎麦ハ挽割して用ゆる故其高貴なもの
挽割してあり粉ハ多きものハ粥かき
牛乳油を煮て煮食ス

一麻仁唐松實の油ありこのあハ精進日ハ
食ス

一塩ハ山塩あり味海塩ハから事ハ国内処より

出さるゝ

一精米ハ牛乳ニ水を加へ粥ニたきて牛乳油を
うゝ宴饗食の時なり馳走の終りニ出さる小児ニ

右の如く製衣一砂唐を加へ食はる事もあり

米ハちゞけにて南亞墨利加の地方より来る

品のもの精米にて交易され此地にて二合ヲ

程にて銅錢百枚程ありこれ彼銀
壹枚あり米粒細く

風味も悪く

一菜菔ハ細くして短く風味日本よりして替り

生きて塩をかり麻子油をさし精進日ニ用ひ胡

蘿蔔ハ煮て食ふ蕪菁ハ形圓く色赤きあり

生きて食ふ味至る中

一乾生姜と焼蕃椒ハ唐山よりの交易物あり

此地の人々蕃椒を好み食ふ解毒のものなり

へり唐よりやきこゝろし箱入にて来る

あり茶もかゝの茶を用ひ胡椒も見ゆこれハ

何方より来るや不知

「コーヒイ」といふものあり木の實のよソラマメ 蠶豆アサマメの如

きものへ「ムスク」の都の方よりこゝへ来る倭人

してあり市店にて賣るものと此黒くいつ粗末な

して布袋に入袋を器へ受け袋の口より熱湯を

そそぎ其出ゝ湯は牛乳をさして吞又鶏卵

砂糖をかき廻して吞あり如此にして朝夕は

これをのこ振まゐの時客も出まゐりて常々ハ

妄りのまゝに尤中等以上の人の用あるあり

按和蘭コービーボーにといふ別な譯説あり

ヤーホルキといふ圓き芋あり薄黃色肌好芋に似る

按和蘭は云「アイルトアップル」なる近來種子を

傳へ吾邦にも時生きたるものも果して

ヤトホルキにあらざるをたゞ

これをさういせて乾し細末あるものを「ヤーポ

ルキムツカ粉」といふ芋粉碗一程は小麦粉二升加

入製して菓子とある事あり

土地の風俗より頭髮へ白粉をぬりかつ
其粉ハ即此もの也 風俗の部ニ載

一酒ハ惣て麦醸酒あり在りて造る他方より
来るものあり他国ハ「フランスケ」「アンケリ」等よりも
来る上酒もあり按葡萄酒「タラセライ」として酒食を
販人々遊び樂しむ店あり其内ハ諸国の名
酒種々有り

一赤き酒ハ「エニシナカ」ツカして丹きものあり下戸あり

一用也又臭蟲を漬け貯へて其形損せざる酒を
「シベリ」といふ也

一煙草土地ハ産す刻み煙草ハ唐山より来る唐より来る

由くさく此国の人多くハ喫煙タバコノミヌせぬ習俗あり人ハ

まれく一二吸死なりくさくは吞様子なり「ヤコー

デ」「ガラツケ」ハ甚く好み吸也本国の女子ハ絶

て喫煙タバコするものなり

一嗅煙草カギタバコといふものありこれ煙草を粗末として

器へ入き置折く鼻へひきて嗅く也是も女人ハ用
ひられぬく老婦あゝ養生の爲て嗅て涕を
拭き涙をあらう居るを見たり

按嗅煙の事焉録は詳なり

一航海を常とせし者ハ必ず煙草を薰服し是ハ
ツツカ病の事
ツツカ病を避る爲也

一食事の仕様ハ婚礼宴集の話を録せる所ハ
記せることく平日ても食盤を居形ハ四角圓盤長
角ハ一尺二寸五分

器より取りたる食物を盤の中央に置き柵盤の
廻りハ人数程椅子あり各これハ腰をかけ相
纏ふ盤は向ふ盤上銘々の前ハ皿を置き
中央の食物を取りて盛り食ふ也其傍ハ小刀
又食匙の三道具圖下
ニ在を置きこれを以肉ハ刀にて
又を添てきり又さして食ひ汁氣の物をとて
さくひ吸ふ也此の如き食法は著
しき事なり酒あればこふぬ
また其傍ハ備ふ食盤の上面ハ白木綿を敷く是

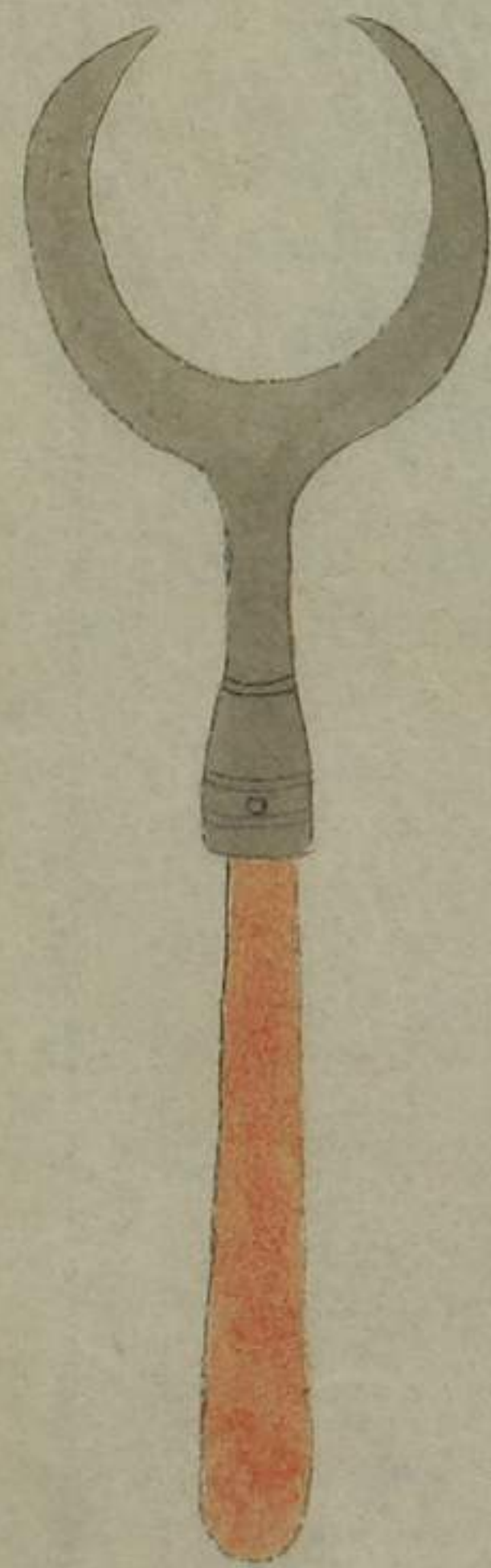
單絨
 成へ 又鉈く白き幅廣のききを襟へかけ
 ぶさまで至るを志免て食事なり是ハ食物
 等の品くの内こなき落るをぬせく為と
 見ゆ

膳にハ盤を合置て食する所ハ膳といふ
 食するハ膳跡といふ新谷の膳といふは膳
 器といふは食する膳の中央に置て母膳
 といふ

牛肉等入き
 灶といきたる瓶
 の圖



瓶をのせて竈の
 内へ出といきたる
 鎖器の圖



食盤三ツ道具之圖

服飾第三

衣服ハ官爵の尊卑ニ因リテ種々カタク有事ニ
聞カレバ詳ニ事ヲ得ル官職ノ部ハ平人常服ノ
もの漂客等滞留中彼地ニ用ヒテ此度持来ス
ものハ何レニ因リテ何レノ事カノモノ其内彼国
ニ残リ置ルモノ有リテ其名ノ物語リトアリ
持来スルものハ其用を其状ニ図例ニ傍書ス
ルモノ其図カキモノハ

「トロポカ」といふ綿入のうきもの有り皮衣有り毛を
内ふりて着る上着あり邊部の訛といふこれを「シ
ウビ」といふセリトリーカ」夏用草衣あり商人あ
る着用を「ハラーテ」上着「ボロケ」麻布にて造
りて「シタノイ」半股引の下へをく「ユルケイ」めりや
き組ゝて足よりむぎまてをぬく其上小サバキ
といふものを多く是は皮にて作りたる鞆にて膝
まで来る也「オルカヒッサ」皮にて作る千代衣オルカヒ
千あり

「ペリヤツカ」夏用千代衣「ハシキ」夏用皮沓
卧具鋪蒲團多く草あり綿半皮内へ鳥の羽
毛を金る鴛鴦鳥雁の毛あり上品と云ふものハ鴉の毛あり
價甚貴し「フー」止「彌」目と
銀拾四枚枕ハ茵の如きものゝこれより作り蒲團は同
く形状相似て大小の差別あるも枕蒲團とも
小中人以下ハ相定る鳥羽毛を入る但羽莖ハ除き
去る皮枕皮蒲團共ハ四人各携来する是ハ
御覽
を縫う上へ着て寝る蒲團ハ「オジアフ」といふこまハ

皮ハ用ひ以て圓のこゝ

一 シラツピ笠帽ありらつこの毛又兎の毛にて作る
型ありて生たるものゝ

を用ひ以て帽家内並居住の処よのこ用ひ道中ハ

カルトースシを着る也

國未出ず

「ホロトーカ」

ハナフキ

是紋布ニ
按ちる

「シラツピ」ハ和蘭より「カール」なり
「ホロトーカ」ハアイヌスツクニあり

「セイチカ」蚊を防ぐ爲

冠るもの面部の所をさかへ竹節の如く造りたる物
也彼地山野路裡常々蚊多く此ものを冠らる

凌ぎかぬといふ第二之巻ハ國あり

一 オロシイア國昔時の衣服を「サラシ」といふ田舎

めきたる形なり五六十歳の婦人今時も着用

するものあり中奥の先帝國中の衣服

を今の用る如くは改革せしといふ襟袖口ありハ

帽子の縁額ハある所ハ「コーシキ」の毛皮を

つける也

「コーシキ」ハ東北海に在る海獣ニ
其國ハ第一の巻に見ゆ

上等の人ハ「ポウ

ロウ」らにこの皮をつく

此度日本使節コサム^トの服の肩前の左方
に付たるきせいの如き形にて銀絲にて作ら
るるものを「スウィツ」^トとて、^{輕象の}又肩より掛けて輪袈
裟の如きものを「コシタ」^トとて、これ官位の記號にて
官の貴き人皆用るなり赤色と青色とあり
帝王用る処は青色あり外くハ六人の「セナ
アツ」^トとて、大官の人青色を用ゆ青色を
用ゆる帝王と共に七人のミナリハ服飾ハ大抵

同様のものなり^トも冠ハ施す羽毛の色にて官
爵の尊卑分る^ト、羅紗天鵝絨の類農高工
并卑賤の者も常服^トは綿布ハ却て着る事
を得は是土地ハ木綿類を産せは綿布を奇
珍とせし故^トとて綿布の類ハ多く唐山より文
昌より上等の人ハ貴重^トの絹布を着服せしなり
尤毛織の類も上好の品を用ゆ
鬼の皮^{カビ}ハ至て暖うあるものなり皮を

剥き専ら衣服とあり

肉を食ひて惣て猫三は似たるもの食料とせぬ

「ソーパー」紹止白里地方の名産これ皮衣の

最上好と云ふもの「バイカル」湖畔「トングス」射

ころもの殊に上品とあり

儀平足皮を綴り合せてなるものを持参す是

「イルゴ」ツカ近山は得物といふ

指環、貴賤男女共、穿つ左手の無名指あり
貴人の金銀玉石をちりちりたるもの也卑賤の
者、真鍮銅角也これ彼地方の風俗也

国中の女子幼より耳の垂珠へ穴を穿ち
金銀玉石の珠を糸に貫き其孔にかけ下げ
垂きて首飾とす中人より以下、真鍮の類を
用也

王宮へ目見への節、国帝の上着は召き「ハ
藍」云ふ共、色の羅紗なり

彼国惣て此ころを

貴人様は見ゆと人の服多くハ此色なり

「シタ」ハ青色星ハ銀糸あり板セナ「ツケ」

六人ハ笠帽の御り常々とかたれうこまよて貴
官のこけ知るる——冠ハ上面ハ小星附く位
よりて此星金銀真鍮等御り真中ハ立派
鳥の羽も次第御り——赤青黒染分杯も
見へあるル官人のコシタハ織ものふて赤色い
ろくありコスイツタハ服の虎の方よつくこの
コスイツタハ其位ハ進免ハ王より贈る用也
又買ひ求め用るもあり官爵よりてコスイツタ

をより付る人ありコシタをより用る人あり扱位
卑くても王の身ちうく勤る人あり位高くても
常々近侍ハ出ぬ人あり内官外官の
差別あり

歸帆の前何事もコサノツトの館へ往き——官
人夥く暇乞を来するを見——皆コスイツタ
の服を着たり諸役人あり——
コサノツト長崎御役所へ出——時用ひコスイ
ツタの新服肩はかけするコシタも国王より贈る

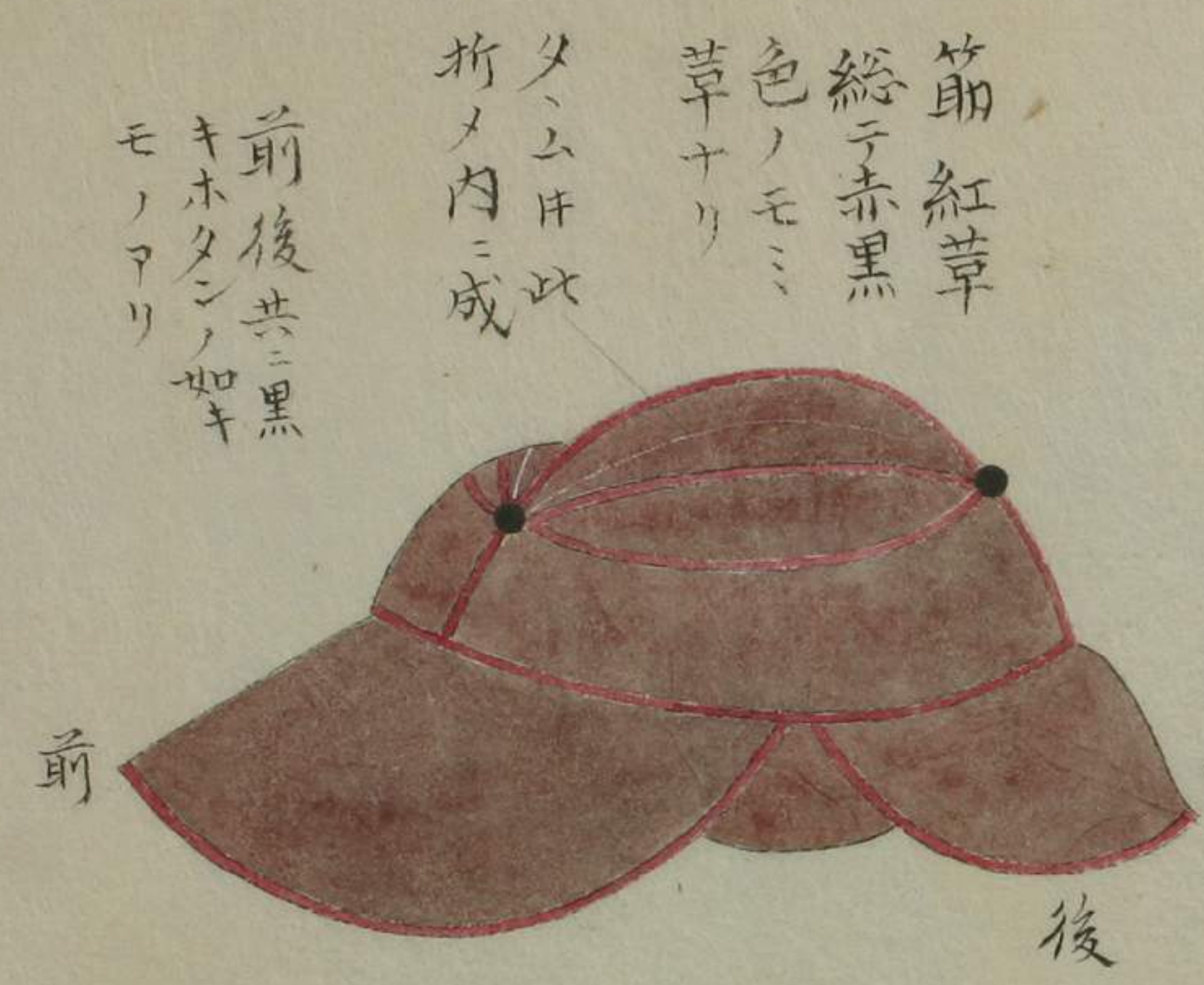
所ありと聞す

衣服の制度さへく有事なるへきまゝも
漂客等見聞し来あるハ十分の一あり
物詰まるの荒増右の如く也

漂客帶來冠帽衣服諸圖

カリトース 草帽子

道中專コレヲ用

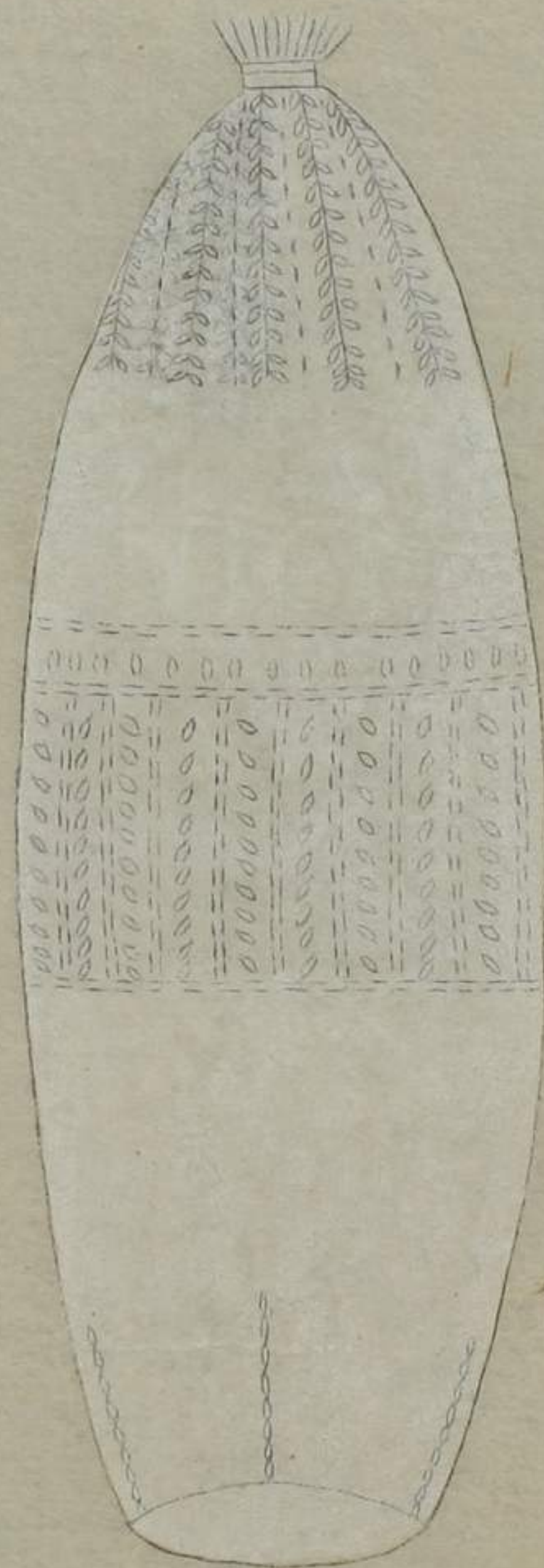


ハチノ裏カハ色ノフスハ草也
ヒトヘノトモ草ニテ造

カリパーカ

メリヤス頭巾

メリヤスノ如クアミタルモノ也



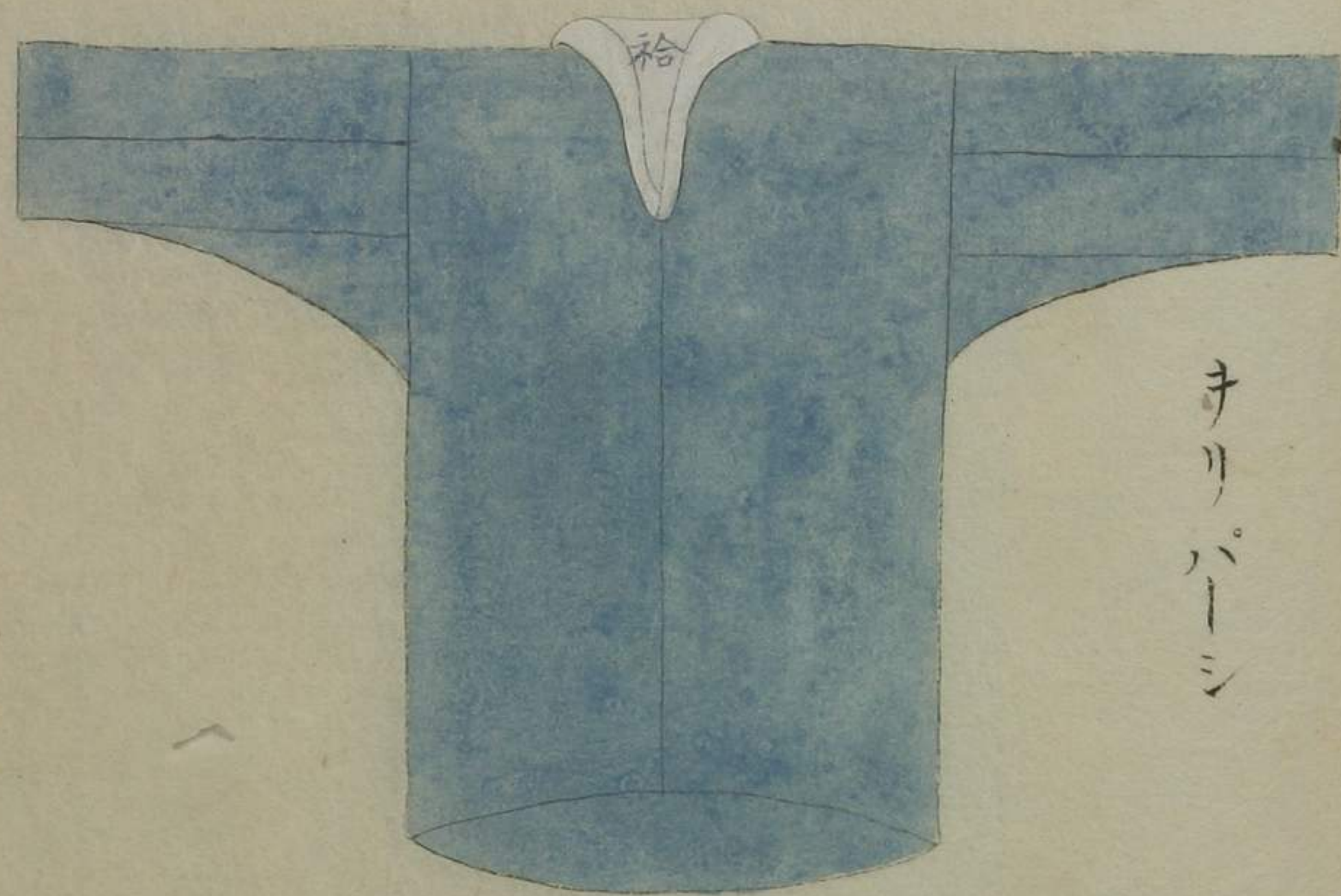
此折目ヨリ内へ折込テカムル

此帽子在宿ノ取ハ男女共ニ冠ルナリ寢ルトキモ冠ル
按ニ和蘭ニハ「スラーフ」ミエツトイフ睡帽ノ義ニ

ナリパーシ

肌ヘツケテ着ル襦半ニ
麻ニテモ作ル

濃イ浅葱木綿襦半
アサキ
禪総共色

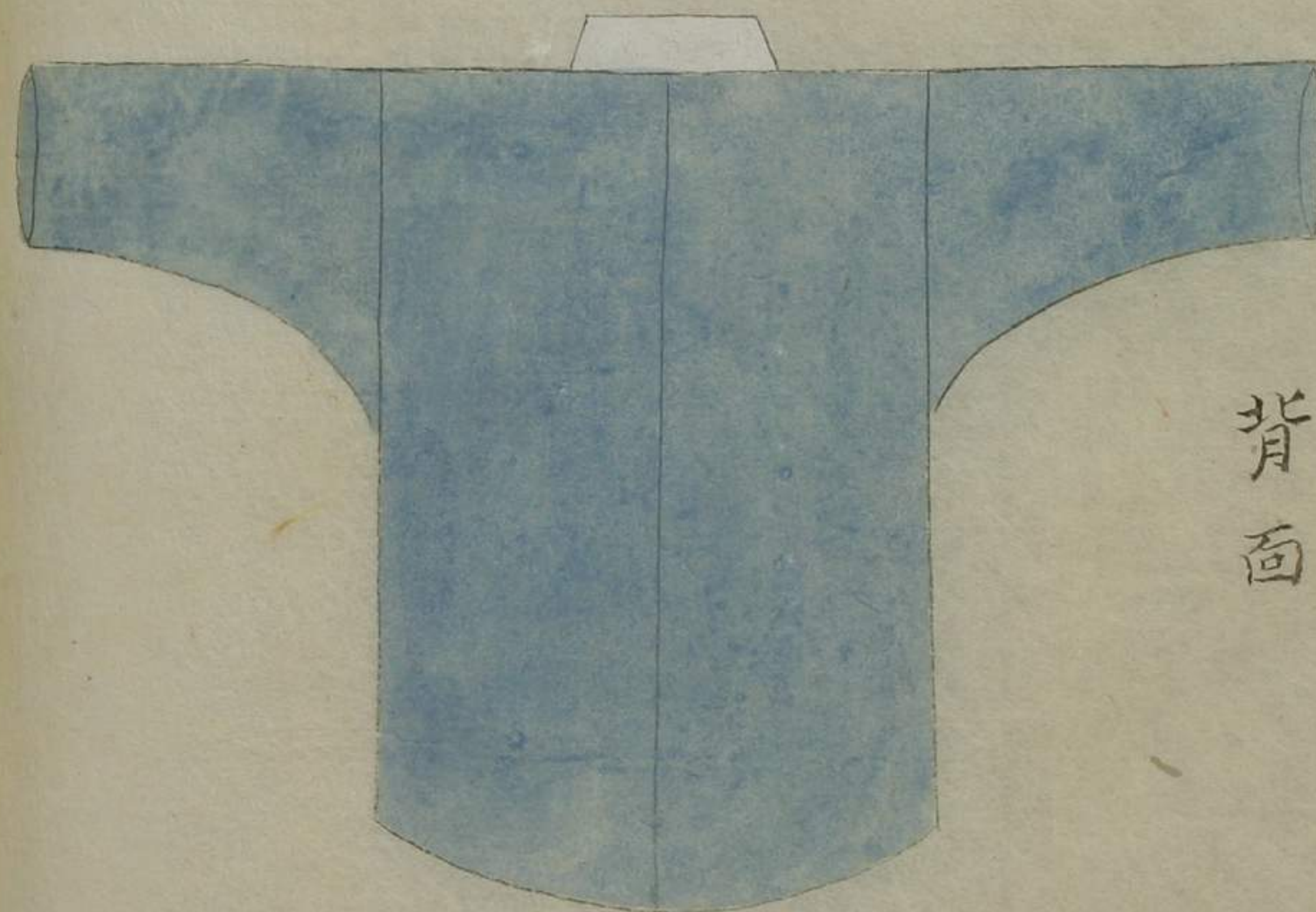




鼠色禪

ガミソー

木綿胴着



背面



ボタン白布ニテツム

背面

フハイカ 胴着

ガミゾト同メ仕立
少シ違フヤリ

白地形ツキ 胴着

表白縮緬ノ如キ物ニテ 縮ミ正シク
縞白麻裏 如此



左衽右衽共ニホタテノホタテノ穴アリテ
左衽ニモ右衽ニモナルヤリ

ホタン流金
へりキス茶色

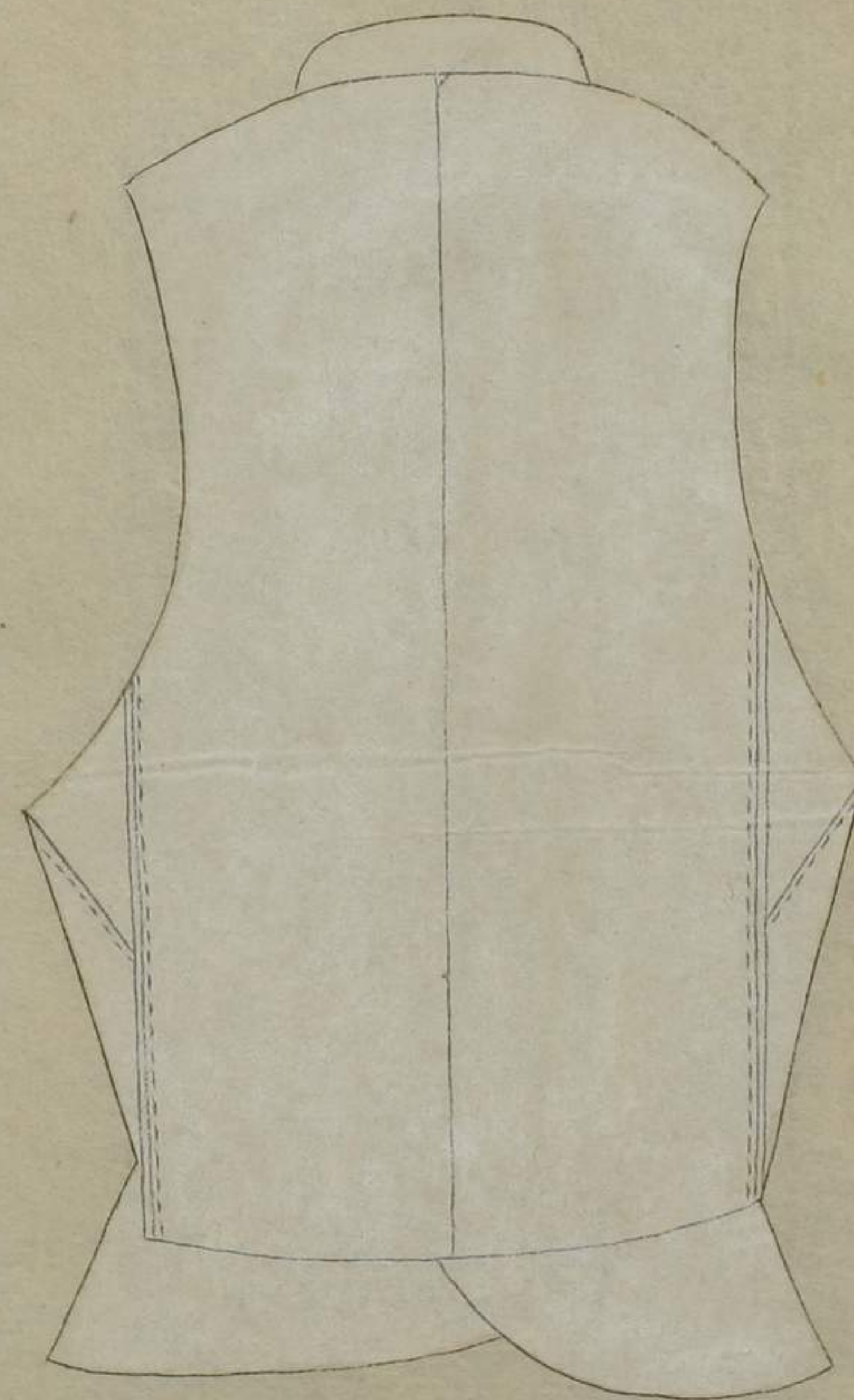


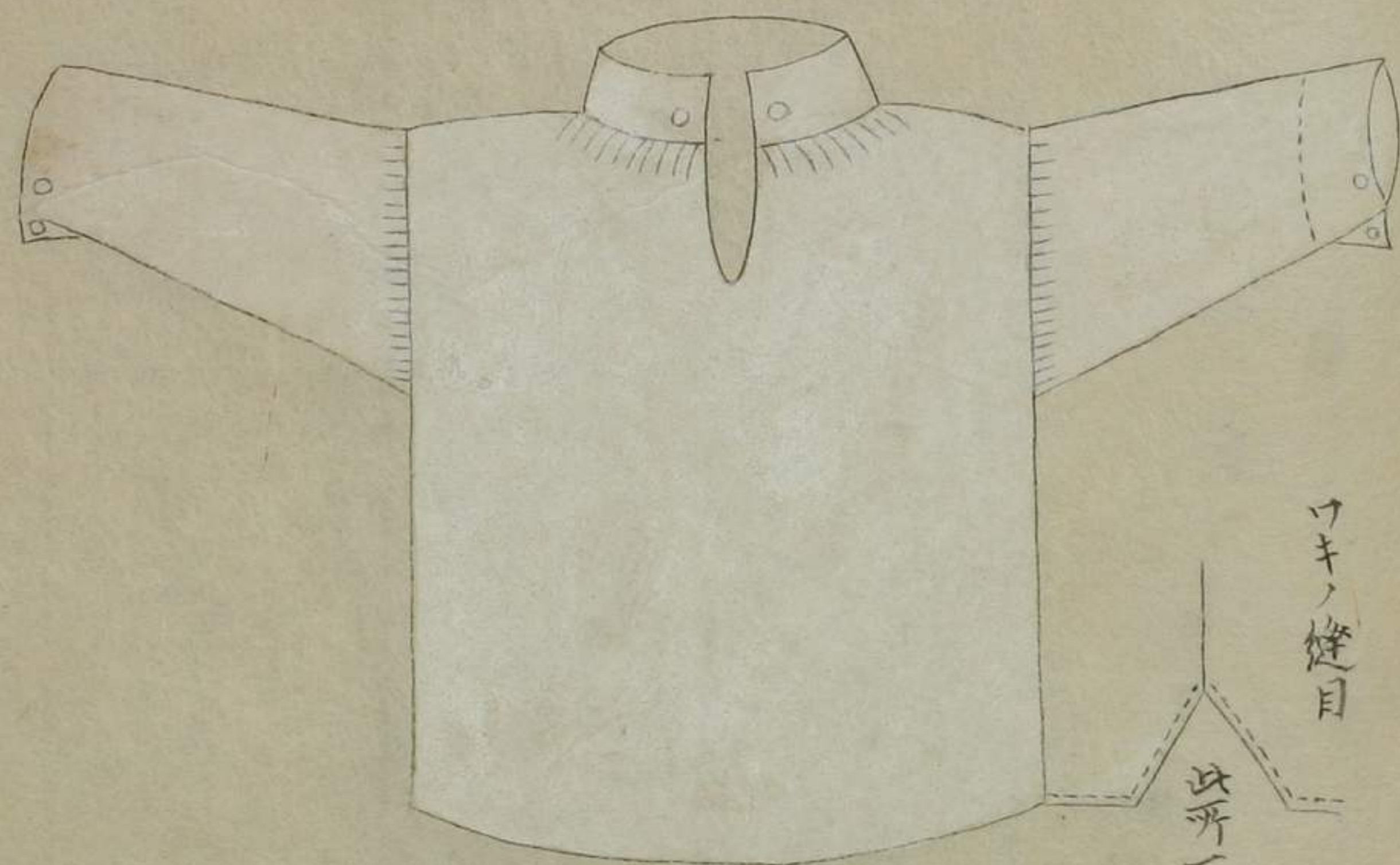
ガミツ

羅紗胴着

俗裏濃鼠水綿

背





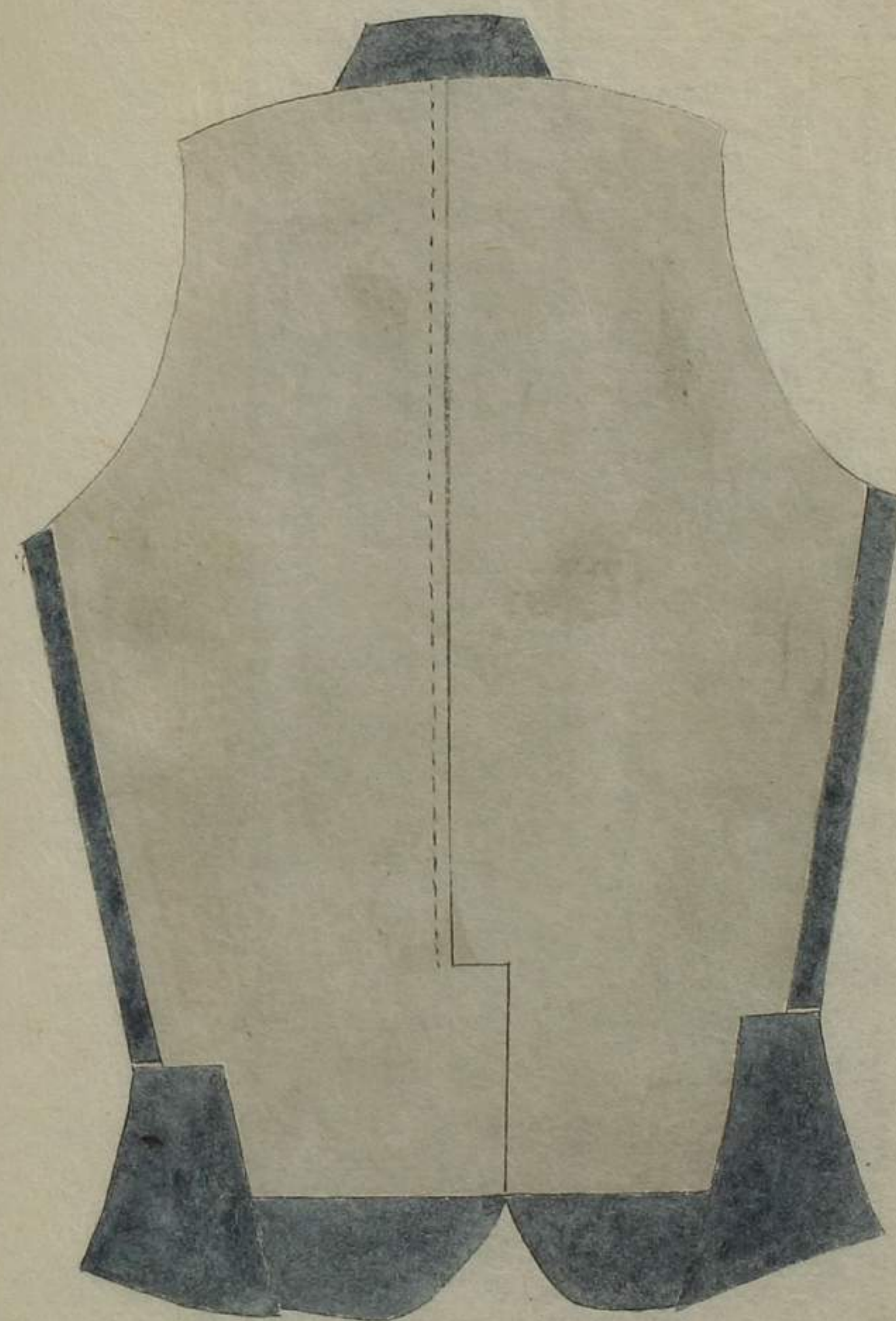
ワキノ縫目

此所ニテ

ナリハシカ

白麻禪襦半

背



シタノイ

カスリ織木綿股引
肌へ着てハクヒト（股引）

ホタシは台共キレ
ニテツム

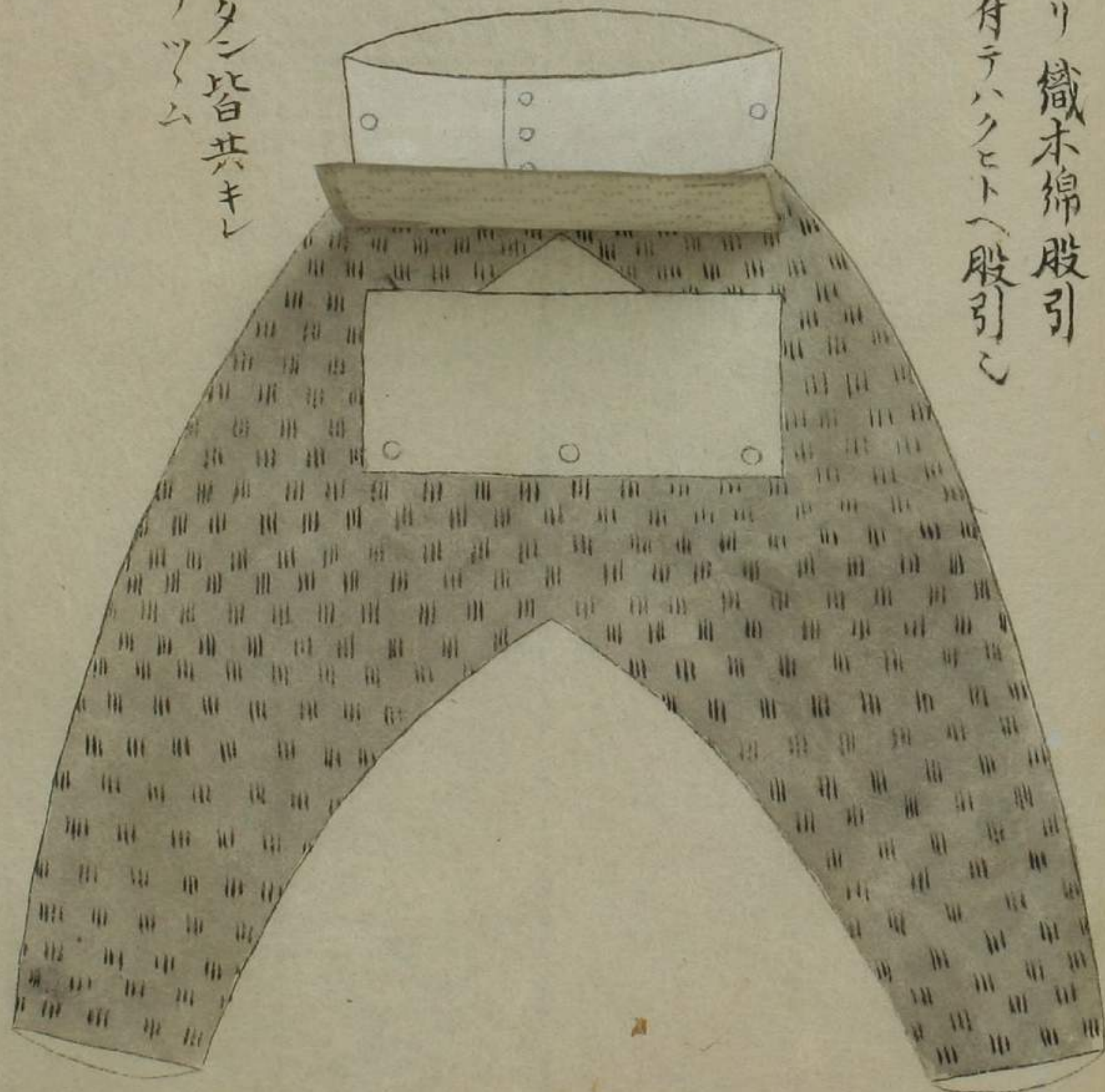


背

シタノイ

カスリ織木綿股引
肌へ着てハクヒト（股引）

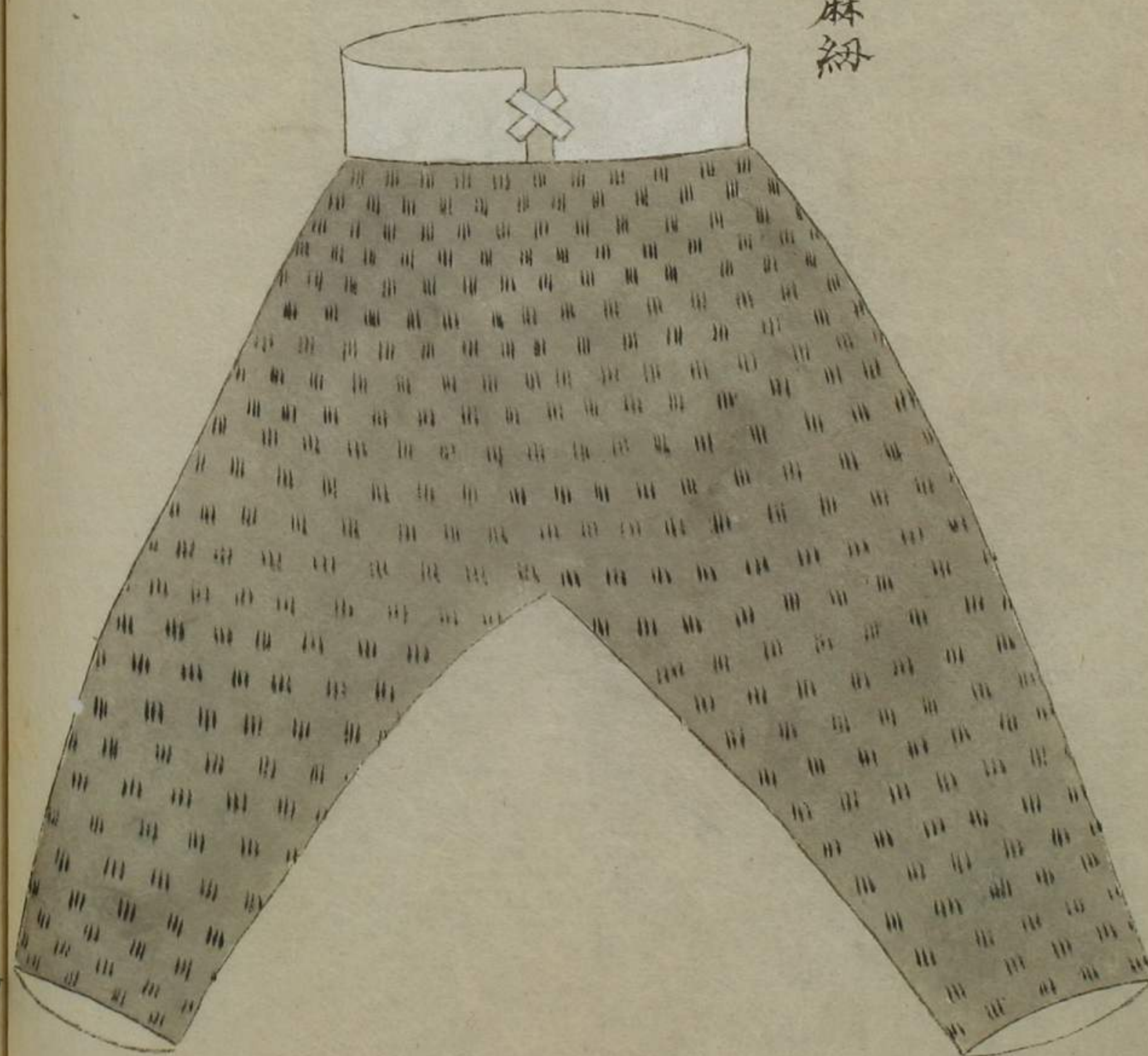
ホタシは白共キレ
ニテツム



背

背

白麻紐



シタノイ

紋織木綿股引
総裏白木綿

ホタシ共キレ
ニテツム

ビラエケレニツ



綿金ナリ

ビリヤツケ

袴チ膝ノ所ニテ

アツミトメニトメルカ子





ミ子リ

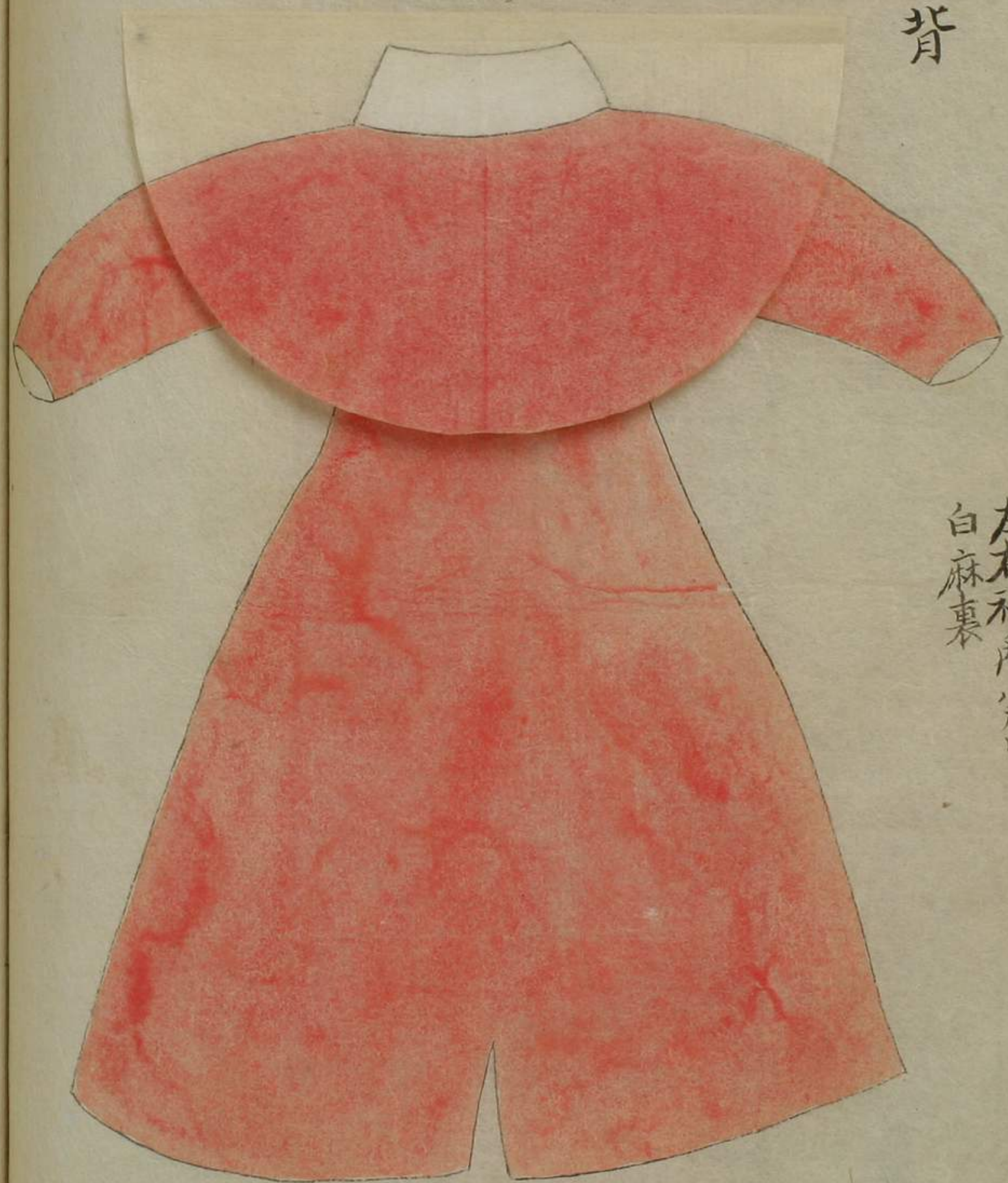
縫詰合羽

セリトールノ上
へ天氣好キトキ
着ル

背



背



左右袖内ガリ
白麻裏

シタノイ

崩黄羅紗股引
総裏白麻

ボタシ左右
ニツシヤリ

此ボタシニツ
共キレニテツム



背



左右袖内ガリ
白麻裏

シタノイ

崩黄羅紗股引
総裏白麻

ボタシ左右
ニツシヤリ

此ボタシ
共キレミテ





ホタニ流金

背



背



シタノイ

薄鼠木綿股引

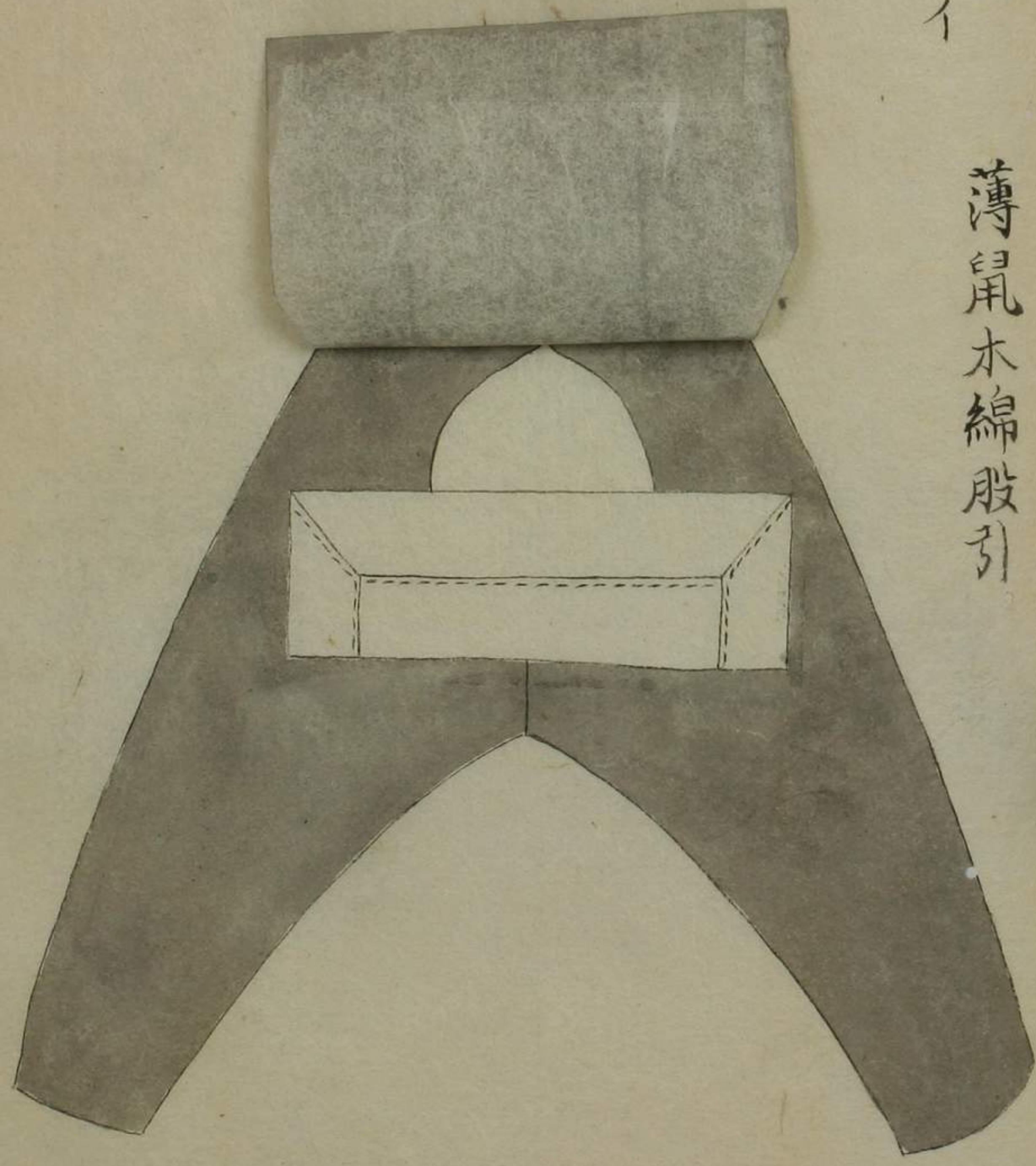


背

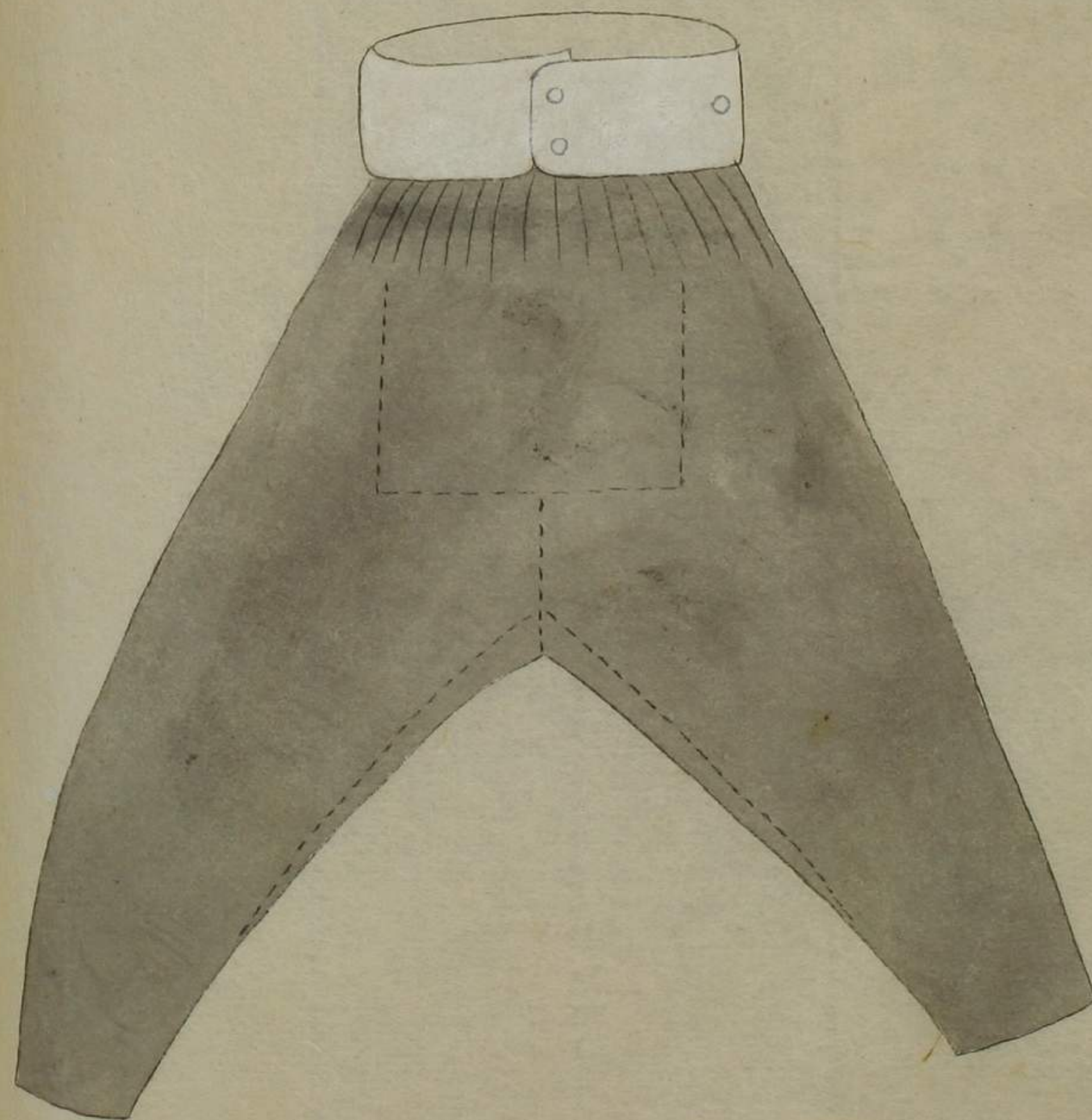


シタノイ

薄鼠木綿股引



背



千ヨロケ

白木綿足ノメリヤス



チュルケイ メリヤス 組ニシテ足ヨリ膝マデハメルモノ
其上ニ草ニテ作りタル靴サバキトイフモノナハメル

シヤーカー

茶色木綿帯

田舎ニテセリトローリチツケ
タル上ヲシメルナリ

ヒダチトリタム



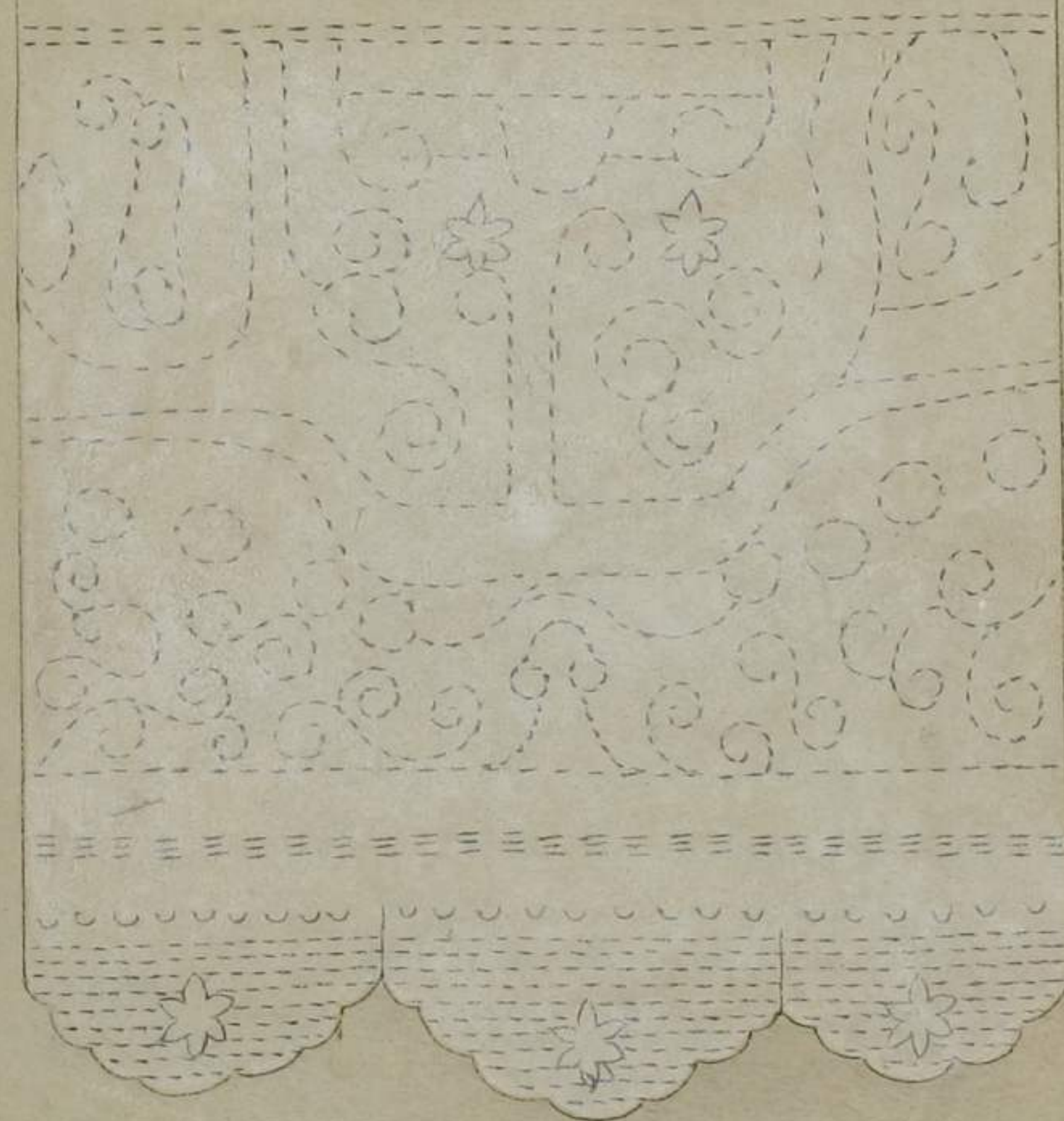
両ハシニ如此
カサリアリ
フサ共ニ一丈
一尺六寸五分

ホロタイサ

白麻手拭

モノニカケチキテ
キチフクナリ

長七尺五分
幅一尺四寸



両ハシ如此カサリ
メリヤスノ如クニテ
クミタルモノニ

チキセマテ
サラサ蒲團



内ニ鳥毛ノ如
キモノナリ

環海異聞卷之四終

環海異聞卷之五

寺觀道教第四 寺并宗

寺の事を「セレコフ」光太夫説と云ふ宗旨の支を

「ゼツコン」光太夫説と云ふ當所、十三ヶ寺あり右の内

「アリコフ」光太夫説として大和尚もつゝ僧の住持

ある大寺一ヶ寺あり「ソボリ」カ子として本堂の高彼国

「サゼン」といふ規、十九ありと云ふサゼンハ彼六尺より

我邦當今の尺

法王七尺八分二十九
今尺十三丈三尺程成へ

此所第一の大寺あり惣て大寺

をソボリしとてありとて寺々石造りの家作

あり各鐘樓あり何れも表口はあつた所ハ必

西向とありて寺ハ凡て町々の間へ建^{其造り}

^{下は國}本尊ハ金佛^{鑄銀}又木像は宿をぬりあるも

あり又色々の佛像匾額は作り緑は宿を

塗り^{いろり}粉り^{いろり}あり佛前ハ燭臺を並へ置

外の佛具も有や見留めは十三ヶ寺の中寺

の名を聞覚えへハセリヒツデ「チヨト、ポリ」

「スツパーサシ」トロイツ「ケレストウ」^{て墓所寺内ハあり}

^{あり此寺墓}寺々の本尊^別の外ハ脇佛あり

ふ其名覚えへあるハ「ニコライ」「ムシヘイ」「バイトロ」

「イワン」「スチバ」セミヨン「エコロ」^光「カンテライ」

^光「シラレイ」「ユシキ」「アダム」「ビョートロ」「カレキサシダラ」

^光アレキサシダラの顔色あり又女神の名ありとて

とのハ「リア」「カチリ」「バラカイヤ」「ミレウヤノ」

光
ニルヘイウチの類数名あり

男女とも此佛神の名を銘くの名頭は命て
命名の部
は詳は人々
の名イウニ
ニコライに
皆佛の名と

あらへ

新藏の話は昔死きりて後其屍よりシカハ子芒光ゴコウ
の發する人十二人あり其中九人別て
勝せたる佛あり今も寺々本尊の脇より
匾額は掛置もの、是へ其諸佛を「スウイトイ

チヨロウ工井カ」といふ光曰スウイトイハ
スウイトウ成へと花人といふ其名朽枯ぞつて
花咲といふ心や又

惣国中一宗より別流あり但寺々に大小あり
またあり町々預りの檀家あり

町の名も其檀那寺の名を称して別は町
の名はあき様は見や

惣国中人生き出て其名をつゝを始めとて
夫婦の縁組死葬祭祀の事委く寺の裁判

は任じらる也和尚といふへき者も平人と同一
惣髪あり但し髻ハのをさく尤「アリヘタイ」大和尚
の外は妻帯肉食あり

肉食といハ牛羊豚等の事へ奥鳥の肉を用
ふ此方にていふ精進もの也

「アリヘタイ」ハ獣鳥の肉共は食せし只麦とち
野菜のこあり但し牛乳ハ食ふなり

「カロシニア」にて牛乳ハ男女赤子の時より用て

生育さる也故に清僧も用る事と見え
育子の部は詳あり

尤清僧にて獨身あり皆本国より格別知識
の人王命を受けて「アリヘタイ」とハあるとて
寺へ妻帯あるをも必き實子を以て継ぐに
あはれ右大和尚より其人柄を吟味し實
子といふ弟子といふも又他の寺よりも継せらる
衣服ハ内の方ハ上着も筒袖にて常人と替る

事なき様に見ゆ但其外套^{ウバキ}は袖の廣きものを
用ゐるを異に本堂に於て日は三度曉昼晩
と佛家の讀經ともいふべき^{ゴキヤウ}勒行あり前には蠟
燭を点けあへ置ぬ此時鐘樓の上より鐘を振
あへ鐘樓の天井の真中より大鐘其廻り
小鐘數くはありてあり小鐘ハカニツセツ又九ツ
はりきるもあり數九ツまで限りあり

彼地方の鐘は大小共は内は舌下りてありて

此方の風鈴の如く撞くといふ事ありといふを
らるゝ其舌をコヅキといふ

其鐘の中は釣し置る舌は紐を附てあり其大
小數くの紐を左右の手は指は持大鐘の綱は足
の指は文^{フナ}と足をぬきあへ拍子を取ぬき
らるゝ其拍子より甚妙は面白く聞ゆ致るきぬ
者あり大鐘ハ別は一人居りて小鐘は間を合
せてありあへ三度共は此鐘を振出たり

を相図は讀經始り其鐘の終りまで至りて
あきまり毎朝人々此鐘の音にて寺に
て朝つと先始りして曉の夢を覺る様へ
毎日三度怠慢ある事あり

一僧俗とも惣て佛神を拜むは右手の大指食指
中指の三つの先きを物をつまむうごく合せまつ
額にあて次は腹にあて夫より尤右肩にあて
なり此仕方自ら十文字形をなすこれ
此方にて手を合せて拜むは同一支と聞ゆ
讀經の文ハ何といふ一向志きさる事なれども
此方にて「ナムアミタゲク」と常は唱ふる如く彼
宗旨の人々毎事「コスポセニホミナヨ」といふ事を

唱大光説ハ「カホボシホーミールー」 唱と唱ふこと 此説正音也 くれい俗人と朝

暮起卧の時ハ常くいふ也

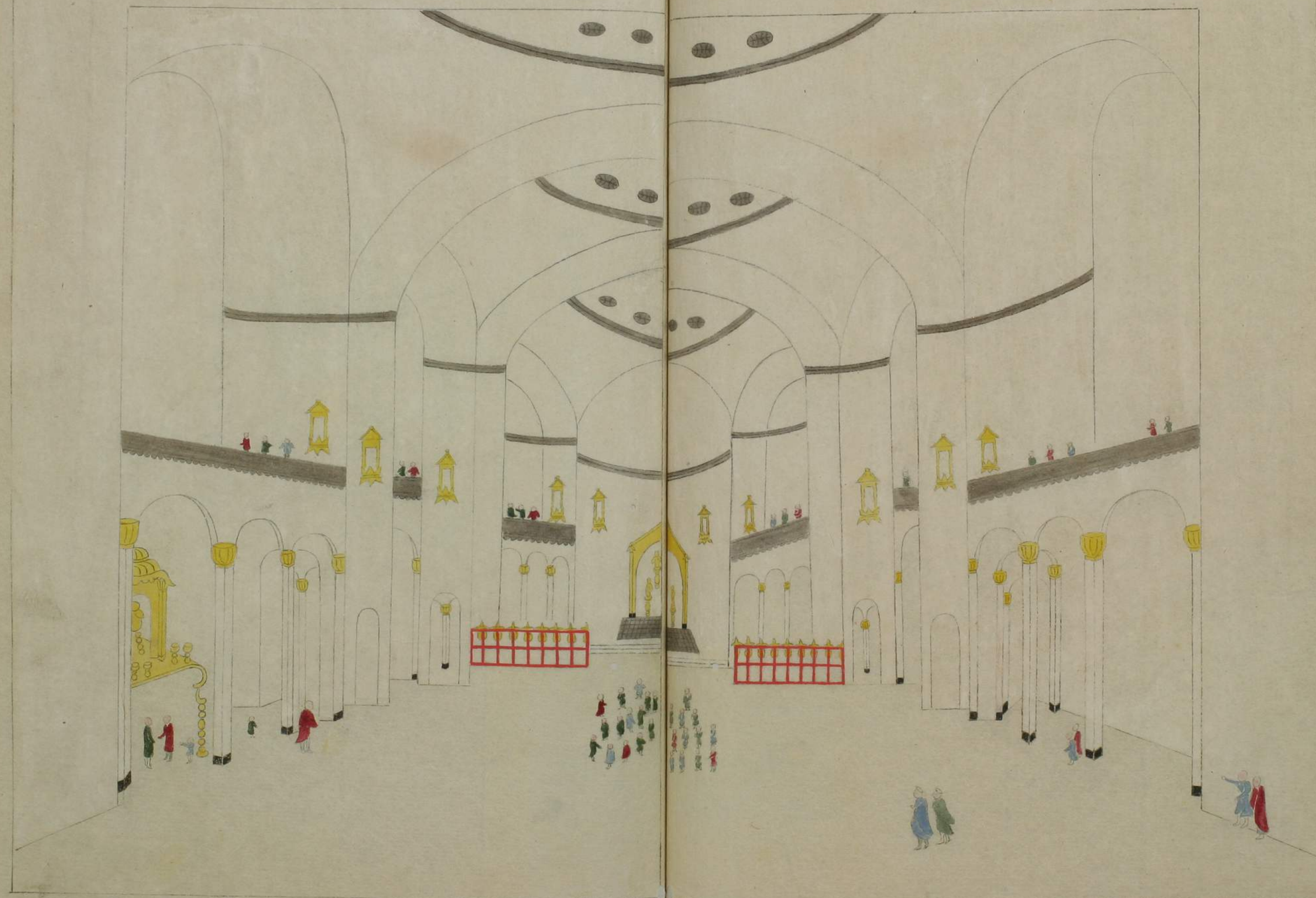
一檀下の者寺へ参詣するハ三度の勅免ある時
朝までも晩までも行くなり銘々名を授るハ
本尊の左右にある脇佛の縁忌の日にて自分
の信々望む所を考て其勅免ある時刻は行
なり縁組の定免亡者の引導をたのむ支讀
一煙ある刻限をきいて行あり

一途中にて和尚は逢ふ事ある遠くより手を出
し和尚の来かゝるを待つ和尚何う唱言して
自分の手を其人の手の上へのせるハ其人即ち
和尚の手にて口をつける仕ぐさにて通るいつ
ても如此なり

寺院の圖

寺院の造築悉く石屋也其經營せる内外の模
 様漂客事物語る所前後紛々として聞取がど
 家藏和蘭銅板画は歐羅巴地方の寺塔を圖す
 るもの有携行て是を出し示はる大凡此圖の如く
 といふやうて其諸圖の中を差畧し圖を作ま
 事尤のことし是「コロシエ」の寺院を真寫すやう
 ものふりてはる共彼地方諸寺制衣造の大略を知るは





一毎月二七日つゝ其日の名七ツ定めてあり八日めは
又其始より其七日の初めより其前夜
より身を清く万事慎みてのち朝、精進を
これ月、四度ありこれより此日四肺ヨツアジの肉
を禁めて奥鳥の肉野菜の類は麦餅を食
事あり其一七日の初日の名を「オシキリセンヤ」と
ふ未詳

一死者ありて一七日の内なと賤しき家より

寺より雛僧といふべき者を其宿より其寺に
讀經をささるる事あり

一正月といふべき月を「イヌツリ」といふ其元日と
いふべき日ハ家々説儀あり其二日より七々四十九
日の間ハ國中貴賤上下精進潔斎をなす
あり其四十九日あけたる初の日より七日の間ハ
國中大祭礼有二月中旬是を「ケレストゼン」といふ
其間ハ男女遊び樂んて何事をもせし往来

の人々相互に深光印^{タウ}を取かへさるゝ此の印の
殻^{カラ}も禰^{スホウ}木^{スホウ}にて煮附く色を付たるものあり
彼方より印を贈り「ケレストスオユケリス」といふ
此方より「ハイスティノ、オスケレリス」と答へて
又印をつるも相互に口と口を合せて此事往き
かへるはさるるもて曾て貴賤の別なきあり
但同宗首の外の方へ決てせぬものなりこれ同宗
相替りぬ誓約と聞ゆる「ケレストゼ」ハ本尊佛

祖の再活蘇生せる日といふまゝと右の途中
にてやせしむる先きよりいひ「ハ佛祖の祭儀日
出度存る」といふ氣味と聞へ挨拶の方ハ誠御
同然と存るといふ様の事と見ゆ此七日の内
寺々ハ鐘を打ちする絶間なく内外人の
物つゝと聞へぬ程あり王都までいづろく祭の儀
式大造なる事と噂聞及へり田舎まで祭の具
間の所々見せし様のまゝなり尤此間ハ

罪人あつても免れて牢を出さず此節衆人
等人をのせて廻り車を引させて人寄せをもち
人々こぞ群りて見物し又其車に乗りて自ら樂
しむ尤其のう戯さし價を罪人等よりとり
これい者ももは施しの為旦人々戯樂のつ
ともあるむきあり其轉廻せる車のまじり
大勢入りくるこれをも廻さしつとも人々正座し
翻轉せざる仕掛のものあり

此祭の日大和尚に至り花簾あり装束を着けり
国王より恩賜の冠帽を戴き勤行をもちこ
其礼服極て美々しく旦装束のつけろの儀式
も何事も見へ寺の別屋より別人三四人は是
を着けしむ相着け終るハ鐘をありけり相国ハ
本堂へ行烈正しく祈り出さ此祭礼例年同
事ハ土人の話ハ前四十九日の間ハ佛祖死
すハ其間其十日目ハ蘇生し玉ハを祝ふ事也

とそ

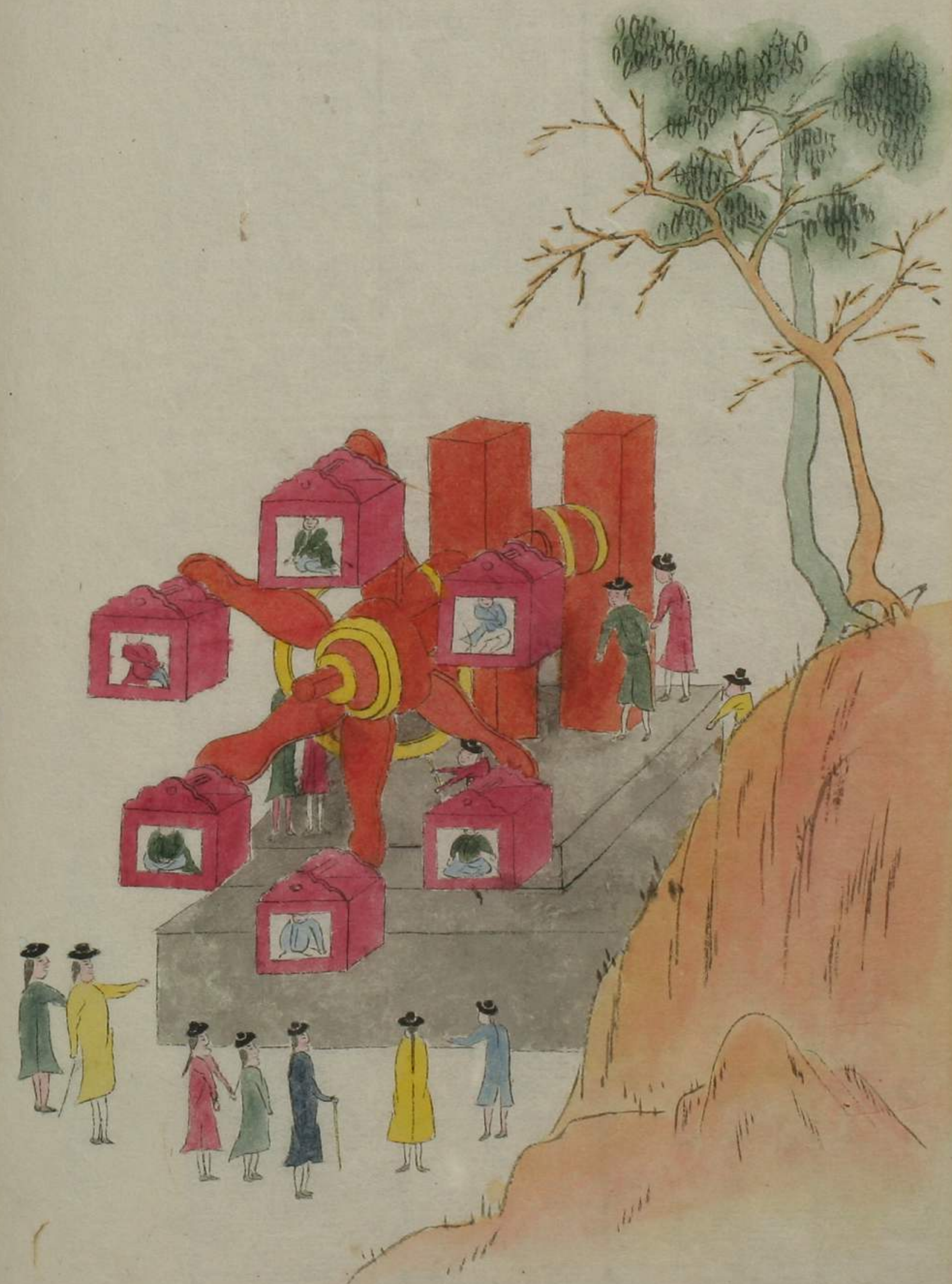
「アリヘレイ」大和尚 帝より賜る冠帽図

上頭ハ金の十字形帽の上面ハ金銀珠玉
を鏤む



轉車の非人^{ハス}を乗せし旋轉する 戲の図
對問の間其説を聞し圖を作り再ハ
漂客等ハ示したる正に其形を得ぬ
といひしはよろしくたし圖也

一時鐘をありて寺ニテ寺あり昼夜二十四時鳴り
あり時の事を「チャース」といふ曉は数六つ明々半
時は七つ六時は八つ五半時は九つ四つ取は十つ四
半時は十一九時は日中十二ありて夫よりハ
九半時は二つ八つ取は三つ七時四
七半時六時暮は数六ありて是より夜中ハ
昼の通り暮半ハ七つ初更ハ八つ三更夜中ハ
十二ありて夫より九半一三三四の次第は七



鐘樓の内にて
數々の鐘を午
足りて柏子と
ぬくま図



曉卯刻

六ツ セストイ

六ツ半

セツ

セツモイ

カ辰

ハツ

オシモイ

五ツ半

九ツ セツトイ

四ツ

十ヲ

ゼシャーイ

四ツ半

十一

オジンツサイ

九ツ半

十二

シユアナツサイ

九ツ半

ベルガーチャース

八ツ半

二ツ

トワチャース

八ツ半

三ツ

テレテヤトス

セツ申

チャテレーチャース

七ツ半

五ツ

ピヤリーチャ

暮六ツ

六ツ

セストイチャース

「チャース」ハ時とツルム

一より十二迄の數語時のうへにて呼へる如右
の通り數斗の語本部に載り

産育及赤子命名事

産婦育子並に初生へ名をつける事

凡て婦人出産せし産後即日より其出生を抱きて一七日の間朝夕兩度入湯を浴湯ハから風呂あり銘々家毎に所持す

按以此一事甚奇怪なり一は猶是を詰り問ふ相違あり彼国全体の様子大ひに異なり風俗あり人々の素性を違て

産婦も初生もさういふるものありや
といふ後光太夫は逢ひて此事を問ふ
これ甚不審し昔彼国滞留の日これを
見聞せし彼地の風呂屋は本家をえられ
て別な建つ下賤の家は産後一七日の内
は彼風呂屋へ別居するものあり恐らくは
是を見て風呂へ入るなりと思ひきり
人固より産屋有る故此事なりといふ

いまゝ、實否をたゞし

一産前後取扱ふ外は見しきしと等の人
いろく子當とあるやあゝ一年通詞「コロ
コロ」の所は在留せし内宿の妻出産ありを見
しに土地は穩婆といふへき者あり産の催
ありてこれと呼びよせるに此婆来りて産門へ「モ

イラ」といふものを塗る様子あり「モイラ」は洗粉といふへき

合て堅め餅のくち梅へ塗るもの此品油也きあるの爲は賣買より
長崎へ至着の後見聞されん人々「サボ」といひしものこれあり

按は石鹼あり〜蛭名「サボ」俗間ハ「シ
ヤボ」〜ありこれ産道へ滑脱をつくる
為あり〜

一 医者ハ頼みて催主の薬あり用るといふも
あり板産婦志ぢり来るとき夫「トコロコフ」が
肩より坐中を何十遍といふ事もなく
なりあり〜歩き終る安産〜あり産婦ハ右ハ
〜ろ〜く産婦出生を抱きて入湯を何の障り

ありありあり様子あり惣て賤者の妻女ハ産後
間もなく食事梅の世話ありともある也

一 大産穢といふ夏あり但婦人ハ七々日の間ハ
寺へ行く事をとて免らざるなり

一 産婦人物て自身の乳汁快く出さる様子あり
貴賤ともに牛乳を小兒ハ吸を〜む面々の家ハ
牛を畜ひ置いて其乳汁を器ハ志はりある用也
又自家ハ畜ひ置るものハ賣るものを求め来りて

用也其哺せし生角の心をくうて筒とあり
先の方より屠牛の乳頭を取り置てそのまゝ
さける也これをして小兒の口へ含ませし角本の
処の廣きより牛乳をそき入る小兒は其口
たる牛乳頭を口へつけ吸ふ生牛よりのまじり
たては其まゝ不吸せ冷へるものありあゝ先
吸む時より兒の啼泣甚しく牛乳間は
あたる時あり母の乳をもつるも能進出さ

る様子より小兒をやぬり居るまゝと見ゆ
按は此育子乳哺の法甚疑し凡婦人子
を生して乳汁出る自然の道理畜類
つゝも同じくして皆造化の處なり
と偶乳汁出る乳婦女牛乳よりも
何よりも其兒を養育するに可なり
婦人あり其乳汁兒を養ふは足らざる者
は何れ故や猶漂客等は再問するに風

土の異ある処故にかなふ事あるを思ふ
まてして他は其理有事をあらはし
嚴命を辱ふて丙寅三月来貢の和蘭人
は對話の節此事を質問せし女子自然
に乳を舐め兒を育むる為造物主乃
作為する所婦人乳て子を産て乳汁をき
の理あるや其婦はよつて適出かき者
あるへ是は乳母を附て養育する事ハ

あるありと大笑せり同く歐羅巴洲方にて
止白里の邊のく如此ある言ふありあや

止白里ハ亜細亞洲なるもイルゴツツの
男女歐羅巴洲あるカロシ種の人類に
或曰く

産婦分娩後直に入浴するの俗あるゆへ
最初血あり乳をく度の度を失ひく
彼婦人ハ皆乳汁出さるゝあやと云り
まへも疑はく産後直に風呂に入
も奇なりこれ宗体なる事や東方諸国

は在て八固より為しかる事あり先大夫は
王都にも暫く在留せし者あり猶聞
糾んと思ふ此二事疑ひあるはあらず
いへども漂客の物語するまを稱するもの也

一 旣惣國中一宗の者惣て出生ある男女共は
其小兒は名を命する檀那寺にて請ひ受け
定る事に寺々極りてある本尊の脇佛共
ふへき匾額ある所の佛名を請ひて名頭ふ

はく也七夜より以後着て信仰し自ら望む所
の佛の縁忌の日を考へ幾日ても寺へつぎゆく
尤刻限は其朝の有暇をさして行く尤義父を
頼もあり左ある時も其實親夫婦も付添て行
く和尚出迎ひ讀經し其前唐銅にて桶の
長低き小筒様のものは冷水を湛へ置西方は環あり
見へ兩人より持あり其内へ小兒を裸にして入る小兒の
両耳へハ物をふさね口へハ手を掩ふて水は投

直まこうあるる母親とありける人白き木綿を
用意し行き即坐し是は色む是より親より
贈るものとして産衣あといふ心持は見ゆね包
こゝろ児を其父とありける人受取て抱へ和尚其
日の縁忌はあゝるる佛の遍額を推ひ来り
其佛像の午の所へ小児の口を付さるなりね其
仕方もこう後が祐として作るけれはといふ本尊の
像を鍔付たるものを小児のちうはかゝるゝこれハ

定例ありとや此式ハ今生ま出たる如く身を
浄めし先和尚中立て佛の弟子とす名を
さうりて宗門に入りし心と聞ゆる
其日はあゝる佛「コライ」あれは是を名頭とつ
きて其下は父ある人の名頭の佛名を用ひて下は
「イナ」といふ変を添るあり姓ハ其下は補して是ハ
世々変る事ありたといふ又ハ「イト」何く
即今授けり「コライ」を名頭はあり「コライ

ハイトロイチと尾を轉し、禰とるゝ右とる如く
姓ハ父祖の姓を用ゐたりハ「コロテケ」に「姓
あるハ「コライハイトロイチコロテケ」に「連禰禰
あり一宗貴賤の差別なく六天子より下ハ庶
民に至るまで此例あり義父をとり佛名を
名頭とつゝの外其下の名ハ其父の名を轉し
また也尤其姓を用ゐる事も義父に従ふ又大
人にて他宗の者此宗門に入りたる事も此例を用

ひ寺に到りて改名を但大人ある寺は有合の
浴桶ハ「サレハ」半切桶ある新と作る衣
服其外も皆取親より用意し賜ふて入て
義父ハ別の子を儲けたるとして色々の品をも
贈る事あり

一 小兒ハ多くハ番ともいふへきものへ金置て養
育する也其器ハ木にてわくを造り廻りハ厚き
裁巾^{キレ}を附け鶏の鳥窩^{トヤ}の如くして代衣のやうな

其下ぬき垂る也扱四隅は紐を付おく此
内へ小児を合せて上へはり置あり

小児をハ 千足ともふきんとしてる巻包
て番の内へ入る其内へ糸おるものを敷其内
小頭の方高くおる様は即ち其上物を覆ひ
置之右のよりつゝ置て折くぬぐ動かせ寐し
つゝに扱其程を考へて牛乳をさめる富
家乳母を抱り此乳母も乳哺の爲めあつた小児

取扱の守りあり夫故年頃の女にて物静まり
て貞實あるものを撰ぶ此守り女ハ小児三妹の
取収め旦色こゝ裁布の巻へ又時々湯を浴
せ折く牛乳をさるぬきをかりて祓せけり
等一切育るゝの事お打かき居るへ昼夜如
斯くまては抱き寝さるゝあつるなり
貧賤の者ハ其母あるもの己り千業をかりなる
有る故ハ自身の居る前は番をつゝ置扱其垂

袋の下の方足は指込む所あり即其処へ足
を金ぬこを動し小児をねまし福せあふふ
西子よりハ仕業をあり居る人但時刻を考へ
て牛乳を吸ふる人し啼き様せし牛乳
急な間は合する時ハ自身の出ぬ乳をも越ら
ず様子あり其兒起行^{シキアリス}きて如此ななりて育
て七歳もありてハ父母の傍に置以別の
寐間におくあり

按る右に載る小児を養育する畚の如き器
何處の国にも有るものや和蘭にも有るハウィーク
と名附く拜礼の和蘭人駿州にて竹細工に註
文して作らし先持歸りしと云國を見たる事
ありき我國ハ葦原園等にて造る仙臺の民間
ハハイジコと呼ぶ羽州にてハエナヒ義濃尾張にて
ハイトミ又エシメと呼び伊勢にてハカサキケ江戶
近在にてハフゴと呼ぶ其餘國々の方言有る

魯西亜の呼ぶ所未タ詳うあるは唐山にてハ
揺車揺籃兒版等の名あり

明卓字菊坡叢詔曰古人製小兒睡車曰揺
車以兒揺則睡故也一名揺籃

乾隆御製衣文集兒版詩註小兒生在襁褓中
令卧版上韋束其兩臂倚檀盧壁間啼則揺
之從居則懸駝裝衣之後

婚禮第六

婚姻の事をスワッピといふ此縁組の定めは
寺にて極めたり内くハ媒妁たちて縁談有
輕きものハ兄弟つぎあるて縁女を見立
てあるる有中より望の人ある事と聞ゆ

内約極りて後日を撰ひ爾く寺へハ入置塔方
の家内親類怨意の者等縁女を連れ立
朝々昼々の内寺の勤行あり刻限一同ニ行也

塔婦新服を着たり迄て別々婚儀の衣服
とて更にかゝ中人以上往還共々車に載
つて馬は牽りて其外ハ馬のうて行き歸り
たりたり也花足杵杵へ到るハ兩人共々合乃
如きものを冠らむ和尚塔は白ひ汝何某女
子を妻女と求る約定あり相違なきや
問ふ男仰のこゝへ又女子こそ汝誰某を
夫と定むへ此事違変なきやとてハ女子

命の如くと云ふ此取和尚唱へ言て其日の
縁忌よりある佛像の匾額を推し来り
兩人ハ十文字の如く廻し其佛の手の処へ皆
の口をつけさせ相濟く又婦も其如くさせ
如此して後男の指し初め女の指環と取
るを免さるる

男女平生尤の無名指は指環を穿つて
彼地方の風俗あり貴人の金銀玉石を鏤

先きあるもの賤人の真鍮赤銅角あり
ふても造る事前にもくくること

叔婦九の手を仰向て差出さず塔其掌の上へ已
う手掌をのせ又返してあをむるは婦人その
掌へ自身の掌をのせさへ而して後塔は婦人の
左の手を把り和尚は塔の手をとり經文を飾り
てある所をたう廻り三遍巡り済て盃へ酒をこ
注ぎ男飲さして女子はささく女これをものこす男

遣して納むるれより又先の如くたう廻り三遍
一事終りて冠りものを脱き何事もはなれち
塔の宿に到るこき和尚中立て夫婦の
縁組を佛に推言ふ心に見ゆ因中と下共は常
式なり故に私は縁組婚儀さるるにあはれ如
此の手くるき事故妻を離縁さるるあれ男
は生涯女を持交なりは女も其男を嫌ひ離
るれ一生両夫に見ゆる叶はれとなり但男女共

又死別ハ男も女も三度までハ再縁して
苦しみたり

塔の家ハ坐中ハ食盤を置き廻り人
數ハ應じ椅子を並べきり寺より歸り
来るをまつ新藏ハ後妻を呼びこき
九平勝千の手傳ハ招かれ行き其式を見
るふ其食盤の上客の向ふ銘の煎皿
一枚ハ食匙又ハ刀の三道具を備へ置かり

尤盃酒壺を備ふ扱各寺より歸きハまつ
上坐ハ塔坐をとり其九脇ハ婦をとり媒
の妻とりふ者坐す其左右の下坐ハ男
女をとり又塔婦共ハ其内縁あり
者兩人立合證人とり様あり者あり列坐
する也これをフスナイテしハ是ハ佛ハ
誓言ハ縁組約定せしとの證據人あり
右の證人我宿より佛像を函ききり遍

額を携へ来り最初右の食盤とて麦餅
一塊を居へ其餅の上乃左右と中央と塩を
堆く盛る置て證人額を両手と捧けて
盤の前より立つ婦其所より来り證人其額を
持て婦の面部の所へあて十文字より
廻り婦は其證人の踏揃へきる両足の上
額をあて一礼し事終りて匾額を受取
其家の高所よりけ置く済て後盤上の

麦餅をも徹して是は佛像への供物の心
とやこの餅は貯へ置て何とやうと為さ
聞り随て見へ此例式は縁女他は事
故ある時は此スリーチイテレに罷出先達て祝
義の席より重き礼を行ひ何佛は誓ひ
縁組あり既に其節の佛の額へ自家は
祭りあると云ふなり 契約の爲は寺
へもいふ其ハ誓礼の席にも列あり立合證

人ともありしと取捌く為ありしと新藏
後妻ハ「コロシニテ」町年寄、内縁有者内縁ありて此
證人ニ立テ新藏宅へ来リ此定例を
おせしとあり

扱各く坐し就テ先盤上へ持出テ所食
物を「スーナイテ」證人庖丁前ニ置を下し切り
分ちて壻は勸む壻是を諸客のまへへ
ある皿は取上げ配り夫より壻手前の前へ

ある皿へ自ら酒をうけ飲むを先諸客
礼をなさし諸客も銘く受てのむ各快く
飲食して祝ふ扱其盤上へハ毎客銘々
のまへ金銀銅の貨錢を持出して置く
或ハ金或ハ銀銅其数もまたありこれハ
分限ハ應じし事にて此日の祝儀は出せ
と見ゆ酒食又終まハ器物并ハ盤をなく
あり諸客暇をとりて閑むる此時壻方

乃男女謳曲ウタイを謡ひ出さる此曲ウタイのころ
が縁同出度祝言各方も共々従ひあれ
君も我等も無事安樂と喜ひ樂し
長生万壽の家富榮へ未へ極樂浄土へを
めむきあへといふ様ある事とせ長生といふ
夏を「トクケウー」トクケウーといふるは覺へきなり
此哥にて引く先らき諸客立戻さば此
しき卓盤う又疊足の小盤あるをさへ置

何きも煎茶を勧む各一二碗をのめ
即これをさきて其跡へ「パン」パンといふものを
出さる是ハ煎茶の内に至て強き上酒を
加へ砂糖を入さるものこつぬへといふ
飲せよ至てよき風味のものこれ馳走の終りまで各宿
へ用く一坐二十人前後まで二度も三度も
如此して客人もさる

謳曲の意ハ後ハ新藏
九手聞り

一祝義の宴會昼より夜入る但し婚姻の

礼式ハ最初をうりよて二會よりハ客へもて
あるものゝく此宴郷食三日も四日もあり大家
あるハ数日の客ある趣ハ音曲の催しと
有て郷食應尤盛ハこれ多くハ夜分あり
樂器の管絃種々あり下見其器乃曲
節ハ合せていゝ其曲甚殊勝なる事
もや新婦あるハ感ハ堪えし涙を流さ
るゝも見ゆ

又日を撰ひて別ハ新婦の家へも行き婿
の方へ外舅方をも招き郷食ハ祝ふ
貧者の婚礼ハ夜分ハ客をして祝ふて
婚礼の料理献立ハ分限次第より大
小菜数も違ふ様子なり
見聞せし

一彼国ハ五六十歳となり始て妻をとつ者
多しこれハ風俗よて志ある人ハ何う若き

時より心かけ往く一ツの功を立たる
と
呼ひ迎へる夏と聞ゆ事の成就せら
内ハ身ハ厄害を求めてハ自由ハ働
あらけり故と云ふ夫故男ハ六十歳ハなり
ハ六十ハより十七ハ二十をうると年
の違ひ
一書をとつものなり

環海異聞卷之五

終

環海異聞の終り

